

# 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分な情報提供・安全供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

後発医薬品への変更について、ご理解ご協力をお願いいたします。

## 後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは

医療用医薬品は「新薬（先発医薬品）」と「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」に分けられます。新薬は9～17年もの歳月と、数百億円以上の費用をかけて開発されるので、開発した製薬会社は特許の出願によりその期間、その薬品を独占的に製造・販売する権利が与えられます。

しかし特許期間が過ぎると、その権利は国民の共有財産となるため、他の製薬会社から同じ有効成分を使った薬品が製造・販売出来るようになります。それがジェネリック医薬品です。新薬に比べ開発費や開発期間が少ないために、新薬より低価格で提供が出来ます。